

小口

板橋区の「全国統一保証制度（板小）」の利子補給と

東京都の「小規模企業向け融資（小口）」の信用保証料補助の併用について

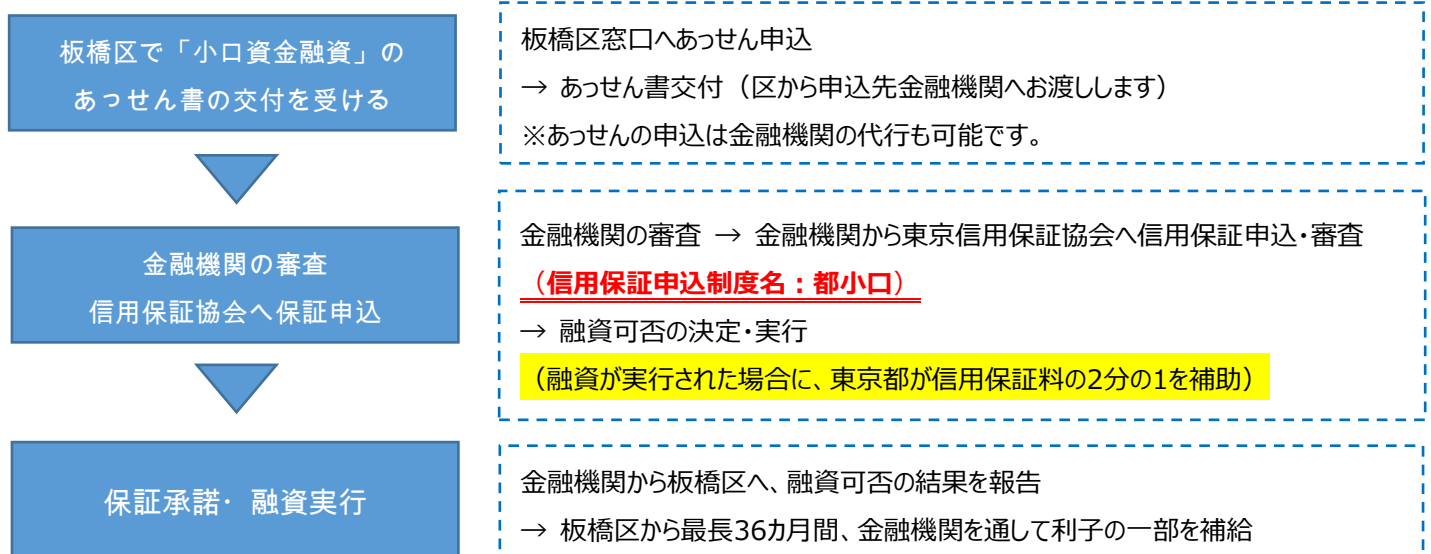
板橋区の「全国統一保証制度」の要件を満たし、かつ東京都の「小規模企業向け融資（小口）」の要件を満たす方は、併用利用することで、板橋区の利子補給と、東京都の信用保証料の補助が受けられる場合があります。

【併用する場合の制度概要】

東京都制度名	東京都中小企業制度融資 小規模企業向け融資（小口）〔国の全国統一保証制度〕
融資対象	全国統一保証制度『板小』または『板小 経営改善特例』の利用要件 および東京都制度利用要件を満たしている方 ※『板小 借換特例』は対象外
資金使途	運転・設備・併用
融資限度額	2,000万円（ただし、この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付き融資の合計が2,000万円以下であること。）
返済期間	6年（72か月）以内 ※据置6か月以内含む ※東京信用保証協会の信用保証を付けて融資を申込み場合で、一括償還の場合、融資期間は6ヶ月（据置は5ヶ月）以内となります。
融資・償還方法	証書貸付／元金均等返済・一括償還
利率	固定金利 長期プライムレート以内 ※区の指定する利率が都制度の設定する利率を超えた場合、併用ができない場合があります。
信用保証	東京信用保証協会の信用保証が必要です。 （東京都が信用保証料の2分の1を補助します。）

「お申し込みの流れ」(例) 板小の場合

※『板小 経営改善特例』については区への申込前に別途経営診断があります。詳しくはお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

（区制度に関すること） 板橋区 産業経済部産業振興課 産業支援グループ

TEL : 03(3579)2172

（都制度に関すること） 東京都 産業労働局 金融部金融課

TEL : 03(5320)4877